

京都市告示第 号

昭和52年11月10日京都市告示第122号（京都市消費者保護条例第7条の規定に基づく単位価格表示基準）の一部を次のように改めます。

平成17年9月30日

京都市長 榊本 頼兼

京都市消費者保護条例第7条の規定に基づく単位価格表示基準の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市消費生活条例第15条第1項の規定に基づく単位価格表示基準
制定文中「京都市消費者保護条例第7条」を「京都市消費生活条例第15条第1項」
に改める。

附 則

改正後の基準は、平成17年10月1日から施行する。

（文化市民局市民生活部市民総合相談課）